

「北九州市安全・安心条例第3次行動計画」(素案)に対する意見表明

～より一層の「安全・安心なまちづくり」に向けた取組の推進を要望～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部委員会(委員長:大塚 竜二 東京海上日動火災保険株式会社 専務執行役員)では、2024年12月11日付で公表された「北九州市安全・安心条例第3次行動計画」の意見募集に対し、1月10日付で意見表明を行いました。

当該計画は、北九州市安全・安心条例第25条の規定により市が定める「安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための行動計画」として策定され、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める地方再犯防止推進計画として位置づけるものです。

九州支部委員会では、「日本トップクラスの安全なまち」および「誰もが安心を実感できるまち」を目指すという当該計画の目標を実現するために推進される施策等に対して次の意見を表明しています。

《主な意見内容》

◆P28～54 第4章 計画の主な事業

計画の主な事業内容・方向性Ⅰ1(1)7「住宅防火対策の推進」・8「市場・商店街等の防火対策の推進」、方向性Ⅱ1(2)地域の防災力の強化、同2(4)風水害対策の推進・(5)公共施設等の耐震化・長寿命化の推進等のソフト・ハード両面の防災事業および、方向性Ⅰ1(3)交通安全の推進、方向性Ⅱ2(1)安全・安心に配慮した環境の構築等のソフト・ハード両面の交通安全事業に賛同します。

なお、次の2点についても当計画につき盛り込むことを検討いただければ幸いです。

◆P34 安全・安心に配慮した環境の整備 (1)安全・安心に配慮した環境の構築

北九州市では、盛土規制法に基づく取組、「北九州市耐震改修促進計画」に基づく建物の耐震化促進、「北九州市無電柱化推進計画」に基づく無電柱化、および「北九州市上下水道事業中期経営計画2025」に基づく上下水道の強靱化・浸水被害の低減事業(方向性Ⅱ2(4)で一部記載)等々、安全・安心につながる優れた防災関連の取組が行われていると考えていますが、当該計画に反映されていないことは残念である。

◆P35 風水害対策の推進

「北九州市地域防災計画」に公表されている昭和28年以降の過去の災害を拝見すると、暴風雨は平成11年台風第18号のみで、その他は豪雨となっていますが、ご承知のとおり令和4年から国土交通省において防災(暴風と地震)の観点から瓦の留め付け方法の基準が強化され、国において瓦屋根の耐風診断および耐風改修工事の補助事業が実施されています。本市(基準風速34m/s>32m/s)においても、市民ニーズ等を調査いただき、当該補助制度の導入の可否をご検討いただきたい。